

平成27年4月10日

古賀市福祉課
(障害者福祉係)

「第3期古賀市障害者基本計画」(案)のパブリック・コメント実施結果

「第3期古賀市障害者基本計画」(案)のパブリック・コメントを実施した結果について、古賀市パブリック・コメント手続き要綱(平成20年3月告示第20号)第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

1. 政策等の題名	第3期古賀市障害者基本計画
2. 政策等の案の公表日	平成27年2月18日(水)
3. パブリック・コメント 手続きの実施期間	平成27年2月18日(水)～3月19日(木)
4. 意見等提出者数	5名
5. 提出意見等件数	31件
6. 提出意見等を考慮した 結果及びその理由	下記のとおり

本件に関する問い合わせ先

古賀市 福祉課 障害者福祉係 (電話092-942-1150)

■ 提出意見等を考慮した結果及びその理由

No	ご意見の内容（概要）	反映の有無	理由
第1編 序論 第1章 計画の概要			
1	<p>国の法律および計画との整合性の記述に加え、古賀市の個別計画との整合性についても、もう少し具体的な記述をお願いします。代表的なものだけで構いませんが、文化、スポーツ、生涯学習、都市計画、防災、健康などが該当するかと思います。これら計画名を明示していただくことで、連携体制が構築されていることへの安心感が増します。</p>	原案のとおり	<p>ここでは、計画策定の背景と趣旨や計画の位置づけをこれまでの関連法制度などをもとに記載していることから、古賀市の個別計画については記載しないものの、第3編基本計画の中で、活動、条例、基本構想やプランなどといった具体的な記述をしております。</p>
第1編 序論 第2章 障がい者を取り巻く環境			
2	<p>平成32年度末までの計画期間内における「将来障がい者数」の推計とその推移見込のグラフをいれることはできないでしょうか。各障がい種別出現率や人口動態の見込みから、ある程度のものが出ると思います。</p>	原案のとおり	<p>療育手帳や精神保健福祉手帳所持者において、そもそもの母集団が小さく、増減の主要因が転入・転出、死亡によるものであり、出現率や増減予測が難しいため、ここでは記載しません。</p>
3	<p>古賀市における「障害」の定義をそれぞれ示していただきたい。また、発達障害についても本計画において位置づけていただきたい。</p> <p>第3編においては、サービス供給の方針について定性的な内容のみならず定量的にも記載をしていただけないでしょうか。</p>	原案のとおり	<p>「障害」の定義についてのご意見ですが、「障害」を障害者基本法第2条にある「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と考えており、発達障害も精神障害として位置付けています。</p> <p>また、具体的な障害福祉サービスの量については、「古賀市障害福祉計画」に記載しています。</p>
4	<p>アンケート調査について、339人の方は全数調査としての対象者なのか、標本</p>	修正します	<p>アンケート調査は、平成26年8月時点で福祉サービスを利用している人を</p>

	<p>調査として何らかの基準に基づき抽出された339人の方なのかによって結果の受け止め方が変わります。</p> <p>「障がい児」の方からの回答について、保護者からの回答が含まれるのであれば、その旨留意事項の中にくわえたほうがよいと思います。</p> <p>また、身体障害・知的障害・精神障害、心身障がい児ごとの年齢構成も示されておいてはいかがでしょうか。</p> <p>なお、次の計画策定の際には、障害者雇用をされている／対象となる企業等へのアンケートやヒアリングも検討されてはどうでしょうか。</p>		<p>対象した全数調査です。また、対象の中に障がい児も含まれており、保護者からの回答も含まれています。このことと年齢構成について2、アンケート調査結果の中で追加の記載をします。</p> <p>なお、次回計画策定の際、障害者雇用の対象企業へのアンケートやヒアリングについてはご意見として承り、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>
5	<p>障害種別の動向や、年齢層別の傾向についても分析結果を掲載してはいかがでしょうか。</p>	原案のとおり	<p>このアンケート調査では、障害種別ごとの設問にて動向や年齢層別の分析を行う予定でしたが、障害種別ごとの正確な回答がなされておらず、障害種別や年齢層別分析の正確な把握が出来ず、ここでは記載しません。</p>
第2編 基本構想 第1章 計画の基本的な考え方			
6	<p>生活の支援や社会参加の支援等は、障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援が基本ではないでしょうか。障害者本位で障害特性などに配慮した総合的かつ計画的な取り組みの推進を。</p>	修正します	<p>第3編第1章生活の支援において、原案を「障がいの特性や障がい者の様々なニーズ及び実態に応じた障害福祉サービスの充実」へと修正します。</p>
7	<p>安全・安心な環境づくりは、障がい者の活動を制限している事柄や物、制度、慣行などの社会的障壁の除去、ハード、ソフトの両面にわたる社会のバリアフリー化の推進（アクセシビリティの向上）です。</p>	原案のとおり	<p>環境づくりについてのご意見ですが、安全・安心な環境づくりは、ハード面だけでなく、ソフトの両面にわたるバリアフリー化の推進が必要と考えており、具体的には、第3編第3章安全・安心な環境づくりの中で記載しています。</p>
第3編 基本計画 第1章 生活の支援			

8	「独居」障がい者に対する市の見守りが全くない。扉が半開きになって手が出ている人に対して、今の市側の対応はそんなシグナルを出している人を救おうという姿勢は感じ取れません。	原案のとおり	障害福祉サービスについてのご意見ですが、居宅介護や生活介護などの障害福祉サービスを利用することや日中活動の場を提供することにより、必要な方への見守りも行っております。また、障害福祉サービスの利用を遠慮されている方に対しては、電話による相談窓口を紹介しております。
9	保育所等訪問支援については書かれています。幼稚園訪問支援についてはここでは明記されないのですか。就学前の対象となる子ども全てに訪問支援がなされることは大切だと思います。	原案のとおり	保育所等訪問支援では、幼稚園の訪問支援も含まれることから、幼稚園訪問支援としては記載していません。
10	就学前までの支援については子育て支援と言う視点からも周知されているように思いますが、就学してからは学校での支援だけの印象があります。学校の場合以外で子どもを支援してくださったり相談を受けてくださる場面がありますか。	原案のとおり	障害福祉サービスについてのご意見ですが、学校の場合以外でも、福祉サービス事業所で障がい児に対して、日常生活を営むために必要な訓練、創作的活動を行ったり、放課後や夏休みの長期休暇の居場所づくりを行う「放課後等デイサービス」などがあります。
11	予防および早期発見・早期対応の対策についての記述がありますが、後天的なものに対する記述が中心になっていますので、先天的なものに対する予防についても記載していただけたらと思います。母体の健康と安全な出産をめざした妊婦や新生児、乳幼児に対する健康診査や保健指導といったものや、生涯学習の一環として親になる前の学びの機会の充実、また晩婚化の抑止に挑むといった視点をいれていただけたらと思います。	修正します	予防および早期発見・早期対応の対策についてのご意見ですが、先天的な具体的記述の一例を加え、一部修正します。
12	「疾病の予防と早期発見に努めるため健康づくり部門との連携を図ります」とありますが、連携を図るという行動に重点を置くように誤解される可能性があります。単に「疾病の予防を講じるとと	修正します	文章表現についてのご意見ですが、疾病の予防と早期発見に重点を置いた表現に修正します。

	<p>もに、早期発見・早期対応を働きかけます」というような表現に変えてはいかがでしょうか。</p>		
<p>第3編 基本計画 第2章 社会参加の支援</p>			
1 3	<p>近隣の市町村では発達支援センターとして18歳までをトータルして支援するという体制が取られているようですが、古賀市においては各関係機関との連携を図ることで支援の充実とされています。一人の子どもにおいて支援が途切れることのないよう連携についてはより一層の充実をお願いします。</p>	<p>原案のとおり</p>	<p>ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
1 4	<p>「社会参加の支援」に第三項目として「障がい者を支える裾野づくり」とか「サービス提供主体の多元化」とかの項目を作り、内容を充実させてはいかがでしょうか。</p> <p>今後の事業展開においては、社会福祉法人、NPO、当事者団体、ボランティア、事業者等による活動を積極的に推進し、民間活力の導入や市民の参画・共働を進め、古賀の公共空間全体で障害をお持ちの方やそのご家族の方、あるいは雇用に協力している方などを支えられる社会の構築を目指してはいかがでしょうか。</p>	<p>原案のとおり</p>	<p>サービス提供主体についてのご意見であり、参考とさせていただきます。</p>
1 5	<p>障がいをお持ちの方が、雇用される形での就労のみならず、自ら仲間とともに営利事業・非営利事業を立ち上げる場合も考えられ、そうした支援者・当事者の経営・運営支援体制の構築とそれによる自立支援も検討してはどうでしょうか。</p>	<p>原案のとおり</p>	<p>事業主体における経営・運営支援体制についてのご意見であり、参考とさせていただきます。</p>
1 6	<p>図書館に設置されている拡大読書器などの活用の呼びかけや案内などを、当事者および支援者に伝わるようにもっとPRしていただきたい。また、そういっ</p>	<p>原案のとおり</p>	<p>ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

	た補助器具の活用・増強も含めた項目を入れていただきたい。		
17	予算の適切な使用並びに競争性・透明性の確保には留意していただきながら、障害者優先調達推進法の考え方にに基づき、入札やプロポーザルの際に、障害者雇用率などに一定の取り組みをしている企業に対して加点を行うような企業向けのインセンティブを作って普及啓発を加速化させてはどうでしょうか。	原案のとおり	ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
18	直近の積極的な取り組みである職場体験“はたらこ〜が”事業の受け入れとその成果について、広報誌のみならずホームページに掲載するなどもっとPRしてはいかがでしょうか。	原案のとおり	事業の広報についてのご意見ですが、職場体験“はたらこ〜が”事業の成果については、ホームページでのPRも検討しているところです。
19	古賀市の広報誌は、世帯向けに発行・配布されているのが中心で、市内の企業・事業所には基本的には配布されていないと聞いています。障害者雇用をはじめ企業による支えを広げるために、広報誌を企業・事業所にも配布し、企業・事業所への働きかけを大きくできないものでしょうか。	原案のとおり	ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
20	古賀市において就労継続支援施設が少なく他市町施設へ通っている状況です。古賀市の知的（発達障害を含む）障がい者の数をみると今後も施設希望者が毎年増え続けます。施設整備も必要です。	原案のとおり	就労継続支援施設についてのご意見ですが、古賀市として、福祉サービス事業所の施設整備が重要と考えており、職場体験“はたらこ〜が”事業などを積極的に推進しているところです。
第3編 基本計画 第3章 安心・安全な環境づくり			
21	公共交通機関の乗り場・車両等のバリアフリーの記述はありますが、交通政策基本法に基づく公共交通網の整備に関する記述がありませんので、(2)－①の箇条書きに「交通政策基本法に基づき、障害者を含む交通弱者のニーズに応じ	原案のとおり	公共交通網の整備については、交通政策基本法に基づくものであり、具体的に記載はしていませんが、当然ながら同法に基づくものとの認識であり、引き続き関係機関や関係部署との連携を図るものと考えております。

	た公共交通網の整備を行います」等の項目の追加をお願いします。		
2 2	障がいをお持ちの方や、その方を支える方々のために、市の広報広聴・防災・危機管理を含めて Web・メルマガ（メルマガ）そして SNS(twitter, facebook 等)を活用した情報発信の強化をお願いします。	原案のとおり	ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
2 3	本パブリックコメントのホームページに掲載された PDF ファイルは、一旦、紙に印刷したものを画像の形でスキャンして作成されているために、視覚障がいの方が音声読み上げソフトなどを使用することができなかつた可能性があります。 今後は文字認識出来る形式の PDF ファイルで行っていただき、パブリックコメント制度におけるノーマライゼーションを実現していただきたいです。	原案のとおり	ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
2 4	古賀市に Web に関するアクセシビリティ基準があれば、計画に明示し継続して保っていただくようお願いしたい。 また、市役所全体で基準を満たすように努力をお願いしたいのと、市内の企業にも Web に関するアクセシビリティの概念の普及を呼びかけていただけたらと思います。	原案のとおり	広報についてのご意見ですが、古賀市役所・公式ホームページに関するホームページ作成ガイドラインがあります。また、その普及、啓発については、ご意見として承り、参考とさせていただきます。
第3編 基本計画 第4章 啓発・交流活動の推進			
2 5	権利擁護事業に取り組む組織との連携は、古賀市社会福祉協議会さんとだけ連携するようなイメージを持ちました。それはそれで重要なことですが、成年後見制度などの分野においては司法書士・弁護士や NPO 団体、ファイナンシャルプランナーなどとも連携を図っていただ	修正します	成年後見制度などの分野においては、司法書士・弁護士や NPO 団体、ファイナンシャルプランナーなどとも連携を図る必要もあることから、「古賀市社会福祉協議会等と連携し」と修正します。

	<p>き、当事者の方とそこご家族の方々の支えになるようにしていただけたらと思います。</p>		
26	<p>行政機関等における配慮として、「選挙」という一つの場面だけが強く前面に出ています。それは行政機関等での手続きや公共施設の利用についての一事例でしかないような気がいたします。</p> <p>本項ではソフト面における配慮内容の充実を示す必要があるかと思えます。</p> <p>また、障害者の方が不要な外出を回避できるコンビニエンスストア等における証明書の自動交付や、タブレット端末を使用した障害者のコミュニケーション促進も検討していただけたらと思います。</p> <p>なお、新しい生涯学習センターの建設と、2階部分での既存施設への連結により、中央公民館の大会議室・中会議室に車イス利用者の方が車イスで行けるようになることは、これまでの障害者支援施策を積み重ねてきた素晴らしい成果としてもっとPRをされたいかがでしょうか。</p>	原案のとおり	<p>行政機関等における配慮としては、「選挙」だけではなく、具体的な個々の記述はありませんが、行政機関での手続き等において、行政機関の職員等に対する障がい者に関する理解を促進することによりソフト面を含め配慮に努めるものと考えます。</p> <p>コンビニエンスストア等における証明書の自動交付や、タブレット端末を使用については、ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>新しい生涯学習センターの建設のPRについては、ご意見として承ります。</p>
27	<p>今後の「空き家・空き地対策」を、障害をお持ちの方への支援が広がるための観点から進めていただきたい。</p>	原案のとおり	<p>ご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
28	<p>障がいのある子どもを育てる親にとって互いに支えあう親同士の出会い、仲間作りはとても大切です。単に交流の場を設けるだけでなく、支えあう仲間ができるよう一歩踏み込んだ支援のあり方を考えていただきたいと思えます。就学して学校やクラスが違ってても情報交換できたり支えあえる仲間がいることは様々な施策の周知、利用にもつながると</p>	原案のとおり	<p>交流の場についてのご意見ですが、市の福祉団体の中には、障がい児（者）の将来の幸せを守るために努力することを目的として活動している親の会などがあります。</p>

	思います。		
その他			
29	サンコスモ古賀にもっと「社会福祉事務所」としての自覚を持って欲しい。	原案のとおり	ご意見として承ります。
30	パブリック・コメントの意見等の提出の注意書事項に「電話や来庁による口頭での意見は受け付けません」という「弱者」に対して切り捨てるような記載を載せないで欲しい。	原案のとおり	パブリック・コメントについてのご意見ですが、意見等の提出に当たっては、電話や口頭によるものは、内容の取り間違いなどの恐れがあるため、書面によることを原則としております。
31	現在、週5日でサービスを利用していますが、3ヶ月経過すると週3日に減らされます。国の政策かもしれませんが、サービスの継続利用が出来るよう国に申し立てをするか、市独自のサービスを行うくらいの文言が入って欲しいです。	原案のとおり	障害福祉サービスにおいて、制度上、週5日で利用しているサービスが、3ヶ月経過すると週3日に減らされることはありません。